

千葉市告示第 5 号

動物の収容等について

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び千葉市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 3 年千葉市条例第 55 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、次の動物が抑留又は収容されたので、法第 6 条第 8 項並びに条例第 12 条第 4 項及び第 6 項の規定により告示します。

令和 8 年 1 月 6 日

千葉市長 神谷 俊一

1-1 令和 8 年 1 月 5 日 抑留又は収容

番号	抑留・収容場所	種 類		毛色	性別	体格	備 考
1	若葉区高根町	犬	甲斐	黒茶	めす	中	赤首輪

- 2 上記の動物は、令和 8 年 1 月 13 日 までに引き取りませんと処分されます。
- 3 収容施設名及び 千葉市動物保護指導センター 住所：稲毛区宮野木町 4 4 5 番地 1
問い合わせ先 電話：（258）7817